

大樹町南通1丁目分譲地（令和5年度分譲地）売払要領

1 分譲地概要

所在地 広尾郡大樹町南通1丁目7番地2・3・4・5・6・7
区画数 6区画
分譲価格 別表のとおり

2 設備の概要

上下水道 完備（住宅への引込部分は自己負担）

3 分譲条件

大樹町在住又は居住を希望する個人の方で、土地引渡し後5年以内に自己が居住する住宅を建築し、住まれる方。1世帯1区画の申込みとなります。

4 売買契約の締結及び売買代金の納付

買受人決定後、速やかに土地売買契約を締結する。契約書に必要な費用（収入印紙）は買受人の負担とする。

売買代金については、売買契約締結後、30日以内に全額を納付する。

5 土地の引き渡し日

引渡しが可能となった時点で別途通知する。

6 土地の所有権移転

所有権移転登記については、売買代金納付確認後に町で行う。登記に要する費用（収入印紙）は買受人の負担とする。

所有権移転登記の際には、5年間の買戻し特約登記を付し、土地引渡し後5年以内に自己が居住する住宅を建築しなかった場合は、町が買い戻す。

7 申込方法

申込期間 令和5年11月1日から11月30日まで

申込先 総務課経理管財係

申込方法 別紙申込書による。

大樹町内外を問わず、1世帯1区画とし、不動産業者は対象外とします。

※申込み期間が過ぎた場合は、先着順となりますのでご了承ください。

8 問合せ先

大樹町役場 総務課経理管財係 電話：01558-6-2112

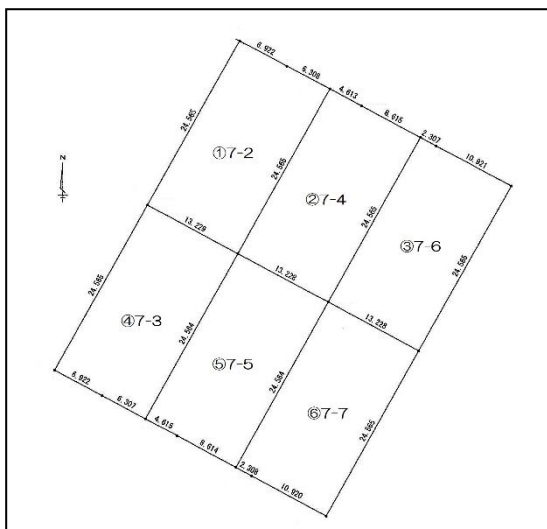
◆分譲地位置図



【分譲価格】

地番	面積	分譲価格
①南通1丁目7-2(北)	324.97 m ² (98.47 坪)	2,599,000 円
②南通1丁目7-4(北)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,599,000 円
③南通1丁目7-6(北)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,599,000 円
④南通1丁目7-3(南)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,737,000 円
⑤南通1丁目7-5(南)	324.94 m ² (98.46 坪)	2,737,000 円
⑥南通1丁目7-7(南)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,737,000 円

【分譲区画図】



問合せ先：大樹町役場総務課経理管財係
電話：6-2111 (内線203)